

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

大磯町火災予防条例（昭和37年大磯町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）、第8条の2（見出しを含む。）及び第44条第6号中「湯沸かし」を「湯沸」に改める。

第47条の2中「大磯町手数料条例」の次に「（平成12年大磯町条例第2号）」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条～第8条の2、第18条、第20条関係）

種類			離隔距離 (cm)						
			入力	上方	側方	前方	後方	備考	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ふろがま	気体燃料 不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下）	—	15 注	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。
				内がま	21KW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下）	—	—	60	
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下）	—	15	15	15	
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21KW以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下）	—	15	60	15	

			内がま	21KW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	—	15	60	—
		密閉式		21KW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	—	2 注	2	2
		屋外用		21KW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下)	—	4.5 注	—	4.5
			内がま	21KW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42KW以下)	—	—	—	—
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70	—	4.5	—	4.5

			KW以下であって、かつ、 ふろ用バーナーが21KW 以下)				
		外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21KW以下 (ふろ用以外の バーナーをもつものにあ っては当該バーナーが70 KW以下であって、かつ、 ふろ用バーナーが21KW 以下)	—	4.5	—	4.5
		内がま	21KW以下 (ふろ用以外の バーナーをもつものにあ っては当該バーナーが70 KW以下であって、かつ、 ふろ用バーナーが21KW 以下)	—	—	—	—
		密閉式	21KW以下 (ふろ用以外の バーナーをもつものにあ っては当該バーナーが70 KW以下であって、かつ、 ふろ用バーナーが21KW 以下)	—	2 注	—	2
		屋外用	21KW以下 (ふろ用以外の バーナーをもつものにあ っては当該バーナーが70 KW以下であって、かつ、 ふろ用バーナーが21KW 以下)	30	4.5	—	4.5

	液体燃料	不燃以外			39KW以下	60	15	15	15			
		不燃			39KW以下	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19KW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26KW以下	100	15	150		15
							26KWを超え70KW以下	100	15	100		15
				温風を全周方向に吹き出すもの	26KW以下	100	150	150	150			
				強制排気型	26KW以下	60	10	100	10			
			密閉式		強制給排気型	26KW以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70KW以下	80	5	—	5		
					温風を全周方向に吹き出すもの	26KW以下	80	150	—	150		
			強制排気型	26KW以下	50	5	—	5				
			密閉式		強制給排気型	26KW以下	50	5	—	5		
上記に分類されないもの				—	100	60	60	60	注2			
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
					据置型レンジ	21KW以下	100	15	15	15		

	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21KW以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
	ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7 KW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7 KW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式		12KWを超え42KW以下		—	15	15	15
					12KW以下		—	4.5	4.5	4.5
			密閉式		42KW以下		4.5	4.5	4.5	4.5
屋外用			フードを付けない場合	42KW以下	60	15	15	15		
			フードを付ける場合	42KW以下	15	15	15	15		
不燃			開放式	フードを付けない場合	7 KW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合		7 KW以下	10	4.5	—	4.5		
		半密閉式		42KW以下		—	4.5	—	4.5	
		密閉式		42KW以下		4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合	42KW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	42KW以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料		不燃以外		12KWを超え70KW以下		60	15	15	15	
	12KW以下			40	4.5	15	4.5			
	不燃		12KWを超え70KW以下		50	5	—	5		
			12KW以下		20	1.5	—	1.5		

	上記に分類されないもの				23KWを超える	120	45	150	45			
					23KW以下	120	30	100	30			
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 KW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19KW以下	60	4.5	4.5	4.5		注
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 KW以下	15	15	80	4.5		
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19KW以下	60	4.5	4.5	4.5		注
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39KW以下	150	100	100		100
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39KW以下	150	15	100		15
不燃		半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39KW以下	120	100	—	100		
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39KW以下	120	5	—	5		
上記に分類されないもの						—	150	100	150	100		
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8KW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			開放式		衣類乾燥機	5.8KW以下	15	4.5	—	4.5		
	上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50		
					内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 KW以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	7 KW以下	15	4.5	4.5	4.5		

設備	不燃	瞬間型	フードを付けない場合	12KW以下	40	4.5	4.5	4.5	
			フードを付ける場合	12KW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式			12KW以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12KW以下	—	0	—	0
		壁掛け型、据置型		12KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合	12KW以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12KW以下	15	15	15	15
		開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7KW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	7KW以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	瞬間型	フードを付けない場合	12KW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12KW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式			12KW以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12KW以下	4.5	4.5	—	4.5
	瞬間型		調理台型	12KW以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、据置型		12KW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用		フードを付けない場合	12KW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	12KW以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外			12KW以下	40	4.5	15	4.5
		不燃			12KW以下	20	1.5	—	1.5
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12KWを超え42KW以下	—	15	15	15
			瞬間型	12KWを超え70KW以下	—	15	15	15	
		密閉式	常圧貯蔵型		12KWを超え42KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12KWを超え70KW以下	—	0	—	0
		壁掛け型、据置型		12KWを超え70KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12KWを超え42KW以下	60	15	15	15

				フードを付ける場合	12KWを超え42KW以下	15	15	15	15		
			瞬間型	フードを付けない場合	12KWを超え70KW以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	12KWを超え70KW以下	15	15	15	15		
	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12KWを超え42KW以下	—	4.5	—	4.5		
			瞬間型		12KWを超え70KW以下	—	4.5	—	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型		12KWを超え42KW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			瞬間型	調理台型		12KWを超え70KW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型		12KWを超え70KW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12KWを超え42KW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合		12KWを超え42KW以下	10	4.5	—	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合		12KWを超え70KW以下	30	4.5	—	4.5	
	フードを付ける場合			12KWを超え70KW以下	10	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外				12KWを超え70KW以下	60	15	15	15		
	不燃				12KWを超え70KW以下	50	5	—	5		
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15		
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 KW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものにおいては100cmとする。
					全周放射型	7 KW以下	100	100	100	100	
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 KW以下	100	4.5	4.5	4.5		
				強制対流型	7 KW以下	4.5	4.5	60	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 KW以下	80	15	80	4.5	
					全周放射型	7 KW以下	80	80	80	80	
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 KW以下	80	4.5	4.5	4.5		
				強制対流型	7 KW以下	4.5	4.5	60	4.5		
液	不	開放式		放射型	7 KW以下	100	50	100	20		

体燃料	燃以外	自然対流型		7 KWを超え12KW以下	150	100	100	100	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。			
				7 KW以下	100	50	50	50				
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12KW以下	100	15	100		15		
			温風を全周方向に吹き出すもの		7 KWを超え12KW以下	100	150	150		150		
	7 KW以下		7 KW以下		100	100	100	100				
			7 KW以下		100	100	100	100				
	不燃	開放式		放射型		7 KW以下	80	30		—	5	
				自然対流型		7 KWを超え12KW以下	120	100		—	100	
		7 KW以下		7 KW以下		80	30	—		30		
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12KW以下	80	5	—		5		
温風を全周方向に吹き出すもの			7 KWを超え12KW以下	80	150	—	150					
7 KW以下		7 KW以下		80	100	—	100					
固体燃料				—	100	50	50	50				
						注2	注2	注2				
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ（1口）	5.8KW以下	100	15	15	15	
						卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		14KW以下	100	15	15	15
				バーナーが隠ぺい		加熱部が開放	卓上型グリル	7 KW以下	100	15	15	15
						加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7 KW以下	50	4.5	4.5	4.5
						卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7 KW以下	15	4.5	4.5	4.5	
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7KW以下	30	10	10	10	
						圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10	10	
	不	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8KW以下	80	0	—	0			

		燃			卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	—	0	
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 KW以下	80	0	—	0	
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7 KW以下	30	4.5	—	4.5	
					卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7 KW以下	10	4.5	—	4.5	
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7KW以下	15	4.5	—	4.5	
					圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外				6 KW以下	100	15	15	15	
		不燃				6 KW以下	80	0	—	0	
		固体燃料				—	100	30	30	30	
電気温風機	電気	不燃以外				2 KW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
		不燃				2 KW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8KW以下（1口当たり2 KWを超え3 KW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱	
						—	20 注1	—	20 注1		
						—	10 注2	—	10 注2		
					4.8KW以下（1口当たり1 KWを超え2 KW以下）	100	2	2	2		

					—	15 注1	—	15 注1	<p>体の外周からの距離)を示す。</p> <p>注2: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。</p>
					—	10 注2	—	10 注2	
				4.8KW以下(1口当たり1KW以下)	100	2	2	2	
					—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8KW以下(1口当たり3.3KW以下)	100	2	2	2	
					—	10 注2	—	10 注2	
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8KW以下(1口当たり3KW以下)	80	0	—	0	
					—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8KW以下(1口当たり3.3KW以下)	80	0	—	0	
					—	0 注2	—	0 注2	
電気天火	電気	不燃以外		2KW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注: 排気口面にあつては10cmとする。
		不燃		2KW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2KW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注: 排気口面にあつては10cmとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2KW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	

電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のもの を除く。）	2 KW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のもの を除く。）	2 KW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のもの を除く。）	2 KW以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のもの を除く。）	2 KW以下	80	15	—	4.5		
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のもの を除く。）	2 KW以下	80	80	—	80		
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のもの を除く。）	2 KW以下	80	0	—	0		
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1 KW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0 cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5 cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 KW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10KW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10KW以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固

体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄